

弁理士法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

(本則)

- 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号) 1

○弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）

改正		現行																	
<p>第三条 法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか一のものにより行うものとする。</p>	<p>第三条 法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか一のものにより行うものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="984 226 1064 658">科目</td> <td data-bbox="984 658 1064 1095">選択問題</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 226 984 658">一 理工Ⅰ（機械・応用力学）</td> <td data-bbox="620 658 984 1095">材料力学 流体力学 熱力学 土質工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="298 226 620 658">二 理工Ⅱ（数学・物理）</td> <td data-bbox="298 658 620 1095">基礎物理学 電磁気学 回路理論</td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 226 298 658">三 理工Ⅲ（化学）</td> <td data-bbox="153 658 298 1095">物理化学 有機化学 無機化学</td> </tr> </table>	科目	選択問題	一 理工Ⅰ（機械・応用力学）	材料力学 流体力学 熱力学 土質工学	二 理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 電磁気学 回路理論	三 理工Ⅲ（化学）	物理化学 有機化学 無機化学	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="984 1122 1064 1554">科目</td> <td data-bbox="984 1554 1064 2000">選択問題</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1122 984 1554">一 理工Ⅰ（工学）</td> <td data-bbox="620 1554 984 2000">基礎材料力学 流体力学 熱力学 制御工学 基礎構造力学 建築構造 土質工学 環境工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="298 1122 620 1554">二 理工Ⅱ（数学・物理）</td> <td data-bbox="298 1554 620 2000">基礎物理学 計測工学 光学 電子デバイス工学 電磁気学 回路理論 エネルギー工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1122 298 1554">三 理工Ⅲ（化学）</td> <td data-bbox="153 1554 298 2000">化学一般 有機化学 無機化学</td> </tr> </table>	科目	選択問題	一 理工Ⅰ（工学）	基礎材料力学 流体力学 熱力学 制御工学 基礎構造力学 建築構造 土質工学 環境工学	二 理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 計測工学 光学 電子デバイス工学 電磁気学 回路理論 エネルギー工学	三 理工Ⅲ（化学）	化学一般 有機化学 無機化学
科目	選択問題																		
一 理工Ⅰ（機械・応用力学）	材料力学 流体力学 熱力学 土質工学																		
二 理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 電磁気学 回路理論																		
三 理工Ⅲ（化学）	物理化学 有機化学 無機化学																		
科目	選択問題																		
一 理工Ⅰ（工学）	基礎材料力学 流体力学 熱力学 制御工学 基礎構造力学 建築構造 土質工学 環境工学																		
二 理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 計測工学 光学 電子デバイス工学 電磁気学 回路理論 エネルギー工学																		
三 理工Ⅲ（化学）	化学一般 有機化学 無機化学																		

<p>2 (略)</p> <p>(試験科目の内容等) 第四条 弁理士試験の科目のうち、法第十条第一項第一号、同条第二項第一号及び同条第三項の科目については、次の各号に掲げる法令に分けて行う。 一～三 (略)</p>	<p>四 理工Ⅳ(生物)</p>	<p>生物学一般 生物化学</p>	
	<p>五 理工Ⅴ(情報)</p>	<p>情報理論 計算機工学</p>	
	<p>六 法律(弁理士の業務に関する法律)</p>	<p>民法</p>	

<p>2 (略)</p> <p>(試験科目の内容等) 第四条 弁理士試験の科目のうち、法第十条第二項第一号及び同条第三項の科目については、次の各号に掲げる法令に分けて行う。 一～三 (略)</p>	<p>四 理工Ⅳ(生物)</p>	<p>生物学一般 生物化学 生命工学 資源生物学</p>	<p>材料工学 薬学 環境化学</p>
	<p>五 理工Ⅴ(情報)</p>	<p>情報理論 情報工学 通信工学 計算機工学</p>	
	<p>六 法律(弁理士の業務に関する法律)</p>	<p>民法 民事訴訟法 著作権法 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 行政法 国際私法</p>	